

コーポレートガバナンスに関する基本方針

序文

第1章 総則

1. 目的
2. コーポレートガバナンスの基本的な考え方

第2章 ステークホルダーとの関係

1. 株主との関係
2. 従業員との関係
3. 顧客との関係
4. 取引先との関係
5. 社会との関係

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

1. 経営情報の開示
2. 資本政策に関する方針の開示
3. 政策保有株式に関する方針

第4章 コーポレートガバナンスの体制

1. 機関設計
2. 取締役会
3. 監査役会
4. 会計監査人
5. 指名・報酬諮問委員会
6. 取締役及び監査役

序文

当社は、『人と、技術の創造的融合により未来を切り拓く価値を共創し、地球環境とゆたかな暮らしに貢献します。』という企業理念のもと、当社が持続的に成長し、当社の中長期的な企業価値を向上させ、株主及び投資家のみなさま、お客様、地域社会、取引先、従業員等のすべてのステークホルダーとの間で良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、最良のコーポレートガバナンスを実現いたします。そのために、取締役会の決議に基づき、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」（以下、「本基本方針」）を制定いたしました。

第1章 総則

1. 目的

当社は、長期経営ビジョン『KANEKA UNITED 宣言』で定める経営理念（以下の「企業理念」、「目指す企業像」、「E S G 憲章」から成る）に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することを経営の最重要課題としています。そのためには、コーポレートガバナンスの充実是不可欠と考え、ここに「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を制定します。

<企業理念>

人と、技術の創造的融合により未来を切り拓く価値を共創し、地球環境とゆたかな暮らしに貢献します。

<目指す企業像>

未来をつなぐ企業：研究開発型企業として、創意と情熱を持ち、市場ニーズを先取りした事業創造・新製品開発を行い、地球環境と豊かな暮らしに貢献します。

世界をつなぐ企業：多様な人材がグローバルに活躍し、新興国を含めた世界の市場で存在感のある、真のグローバル企業を目指します。

価値をつなぐ企業：カネカグループとしての一体感を大切にし、お互いに協力し、ともに価値創造と事業展開に取り組みます。

革新をつなぐ企業：組織の壁や従来のやり方にとらわれず、社内外の知恵を融合し、絶えず革新に向けてチャレンジしていきます。

人をつなぐ企業：カネカグループの成長の源泉は「人」にあると考え、人の成長を大切にしてイノベーションを実現します。

< ESG憲章 >

1. カガクで世界の人々の人生と環境の進化に貢献し、価値あるソリューションをグローバルに提供します。
 - ①化学素材の無限の可能性を引き出し、持続可能型社会を支え、地球環境と生活の革新に貢献します。(Earthology Chemical Solution)
 - ②化学を軸に、食と医療を一つにとらえ、人々に健康で活力のある人生をもたらす革新的なソリューションを提供します。(Active Human Life Solution)
2. 一人ひとりの真摯で前向きな努力による企業理念の実現を通じて、社会的責任を果たします。
 - ①それぞれの国や地域の文化・慣習を理解して、地域に根ざした企業活動を行い、積極的に社会に貢献します。
 - ②法令を遵守し、自由競争に基づく公正な事業活動を行います。
 - ③株主をはじめとするすべてのステークホルダーとのコミュニケーションを重視し、適切な情報開示を行います。
 - ④すべての社員の人格や個性を尊重して、全員が健康で働きがいを感じ、能力を最大限発揮できる企業風土を作ります。
 - ⑤安全を経営の最重要課題と位置づけ、健全かつ安全な職場環境づくり、製品の安全性確保、地球環境の保護に取り組みます。

2. コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は、当社の多角的かつグローバルな事業展開と、それを支える研究開発・生産・営業における最適な経営資源配分を持続させるために、コーポレートガバナンス機能を働かせることが非常に重要であると考え、それが当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に不可欠と考えています。その観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させるためにコーポレートガバナンスを充実させます。その取組みの中で以下の基本的事項はとりわけ重要であると考えています。

- ・株主の権利の尊重と平等性の確保。
- ・株主以外のステークホルダーとの協働による価値創造プロセス。
- ・会社情報の適時・適切な開示による透明性の確保。
- ・独立社外役員の独立性・知見を活かした取締役会の監督機能と戦略的提言機能の強化。
- ・当社経営理念、経営方針の全ステークホルダーへの適切な伝達と理解促進。
- ・当社経営方針への理解に基づく株主との建設的な対話。

第2章 ステークホルダーとの関係

1. 株主との関係

(1) 株主総会

当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるように努めます。また、株主総会議案の内容が株主にわかりやすく伝わるように努め、議決権行使結果については法令に則って遅滞なく開示します。

(2) 株主の平等性の確保

当社は、全株主がその属性にかかわらず、障害なく平等に権利が行使できるように、情報提供等における技術革新等もふまえた様々な方法を活用します。

(3) 株主との対話

当社は、中長期的な企業価値の向上のためには、株主との建設的な対話は重要と考えています。株主との建設的な対話を促進するため、株主構造の把握に努め、代表取締役やIR担当役員による各種説明会や国内外の投資家訪問の実施、あるいは投資家工場見学会などを実施します。その結果を、必要に応じて経営陣幹部及び取締役会に報告します。なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止に努めるものとします。

(4) 買収防衛策

当社は、当社株式の大規模買付行為に関する基本方針（「いわゆる買収防衛策」）については株主総会決議を経て導入しており、当社株式を20%以上取得しようとする株主に対し、当該方針に沿ったルールの遵守を求め、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損すると考えられる濫用的買収行為の発生を予防しています。当該ルールの運用から当社取締役会の恣意的判断を排除し、その合理性・公正性・客観性を高めるため、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を置いています。

2. 従業員との関係

- ・当社は、従業員の成長を通じて企業理念の実現を進める一方、性別や国籍等を問わず異なる経験、技能、価値観を有した多様な人材が能力や個性を發揮できる企業を目指します。
- ・当社は、倫理行動基準を定め、周知徹底を図るとともに、当社における違法又は非倫理的な慣行についての懸念を受付する機関として、社外の弁護士事務所に相談窓口を設置するとともに、情報提供者の秘匿と保護に最大限の配慮を払い、これを運用します。

3. 顧客との関係

当社は、「顧客満足」を重視した取り組みを行い、良質な製品やサービスを提供することはもちろん、製品の安全性に十分に配慮した事業活動を行い、「地球環境とゆたかな暮らしへの貢献」という企業理念の実現と企業価値創造を図ります。

4. 取引先との関係

当社は、法令を遵守し、自由競争に基づく公正な事業活動を行い、「取引先」と共存共栄する関係を構築します。

5. 社会との関係

当社は、企業は社会の公器であるという認識のもと、事業活動を通じて付加価値のある製品やサービスを提供することにより社会貢献します。さらに、一市民であるという認識のもと、地域社会との共生や社会貢献活動にも積極的に取り組みます。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

1. 経営情報の開示

当社は、経営理念をもとに経営戦略と経営計画を策定し、その内容が株主をはじめとするステークホルダーに理解され支持されるように、適時適切な情報を開示し、経営の透明性を高めます。

2. 資本政策に関する方針の開示

- ・当社は、研究開発型企业として、持続的な成長と中長期的な企業価値向上実現に向けて、金融機関や資本市場との良好な関係の構築にも努め、成長投資資金を円滑且つ機動的に調達できる財務基盤を保持します。
- ・配当については連結配当性向目標を30%とし、機動的な自己株式取得も併せ、安定的に継続することを株主還元の基本方針とします。
- ・株主資本利益率（ROE）を重要な経営指標の1つとして意識し、その向上に努めます。

3. 政策保有株式に関する方針

- ・当社は、取引関係の維持・強化、業務提携及び資本提携を目的に、必要最小限度の政策保有株式を保有します。
- ・政策保有株式については、保有目的の妥当性、保有に伴うリターンとリスクの経済合理性等を総合的に検証した上で、毎年定期的に保有の可否を見直し、保有の必要性が低いと判断した株式については縮減を実施します。これらの取組みについては毎年、取締役会に報告するとともに、その概要を開示します。
- ・また、政策保有株式に係る議決権行使については、行使基準を定め、個々の議案毎に賛否を判断した上で実施します。

第4章 コーポレートガバナンスの体制

1. 機関設計

- ・当社は、原則として独立社外取締役2名と独立社外監査役2名を設置し、取締役会による業務執行の監督かつ監査役会による監査は十分に機能していることから、会社法上の機関設計として監査役会設置会社を選択します。
- ・当社は、執行役員制度を採用し、取締役の監督機能と業務執行機能を分離して、意思決定の迅速化と役割の明確化を行っています。取締役会はカネカグループ全体の重要な経営戦略の決定と業務執行の監督を担い、執行役員は担当分野における業務執行を担っています。
- ・当社は、コーポレートガバナンスの取組みが効果的に機能するために、取締役会の諮問委員会として、指名・報酬諮問委員会を設置します。

2. 取締役会

(1) 取締役会の役割・責務

- ・取締役会は、株主からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて、当社が持続的に成長し、中長期的な企業価値の向上を実現することについて責任を負います。
- ・取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営陣の指名、評価及びその報酬の決定、当社が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに当社の重要な業務執行について、当社のために最善の意思決定を行います。
- ・取締役会は、社外役員の独立性に関する基準（以下「独立性基準」という。）を別途定め、適時適切に開示します。

(2) 取締役会の構成

- ・取締役会の員数は13名以内とし、原則としてそのうち2名以上を独立社外取締役とします。

(3) 取締役会議長

- ・取締役会議長は、各議案の審議について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時適切な情報が得られるように配慮し、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努めます。

3. 監査役会

(1) 監査役及び監査役会の役割・責務

- ・監査役及び監査役会は、株主からの委託を受け、取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負います。
- ・監査役及び監査役会は、常勤監査役と社外監査役が連携して監査基本方針を策定し、取締役の職務の執行について効率的かつ効果的に監査します。また、各監査役による監査の実効性を確保するための体制の整備にめます。
- ・監査役及び監査役会は、会計監査人を適切に選定し評価するための基準を策定し、会計監査人に対する評価を定期的に行います。

(2) 監査役会の構成

- ・監査役会の員数は4名以内とし、原則としてそのうち2名以上を独立社外監査役とします。
- ・監査役会に事務局を設置し監査役の職務を補助すべき使用人として監査役補助者を配置します。監査役補助者は監査役の指揮・命令に従い、監査役補助者の選任・異動・評価については監査役の同意を得た上で決定し、取締役からの独立性を確保します。

(3) 会計監査人及び内部監査部門との関係

監査役及び監査役会は、会計監査人及び内部監査部門と連携し、十分かつ適正な監査を行う体制を確保します。

4. 会計監査人

- ・会計監査人は、開示情報の信頼性を担保する重要な役割を担い、株主及び投資家に対して責任を負います。
- ・会計監査人は、当社からの独立性を確保します。

5. 指名・報酬諮問委員会

- ・当社は、コーポレートガバナンスの取組みが効果的に機能するために、取締役会の諮問委員会として、指名・報酬諮問委員会を置きます。
- ・指名・報酬諮問委員会は、当社の取締役及び監査役の選任・解任、並びに取締役の報酬の決定に際して、代表取締役の諮問に対して独立社外取締役が公平・中立の立場から意見を述べ、その結果を、取締役会に報告します。
- ・指名・報酬諮問委員会の委員は当社の代表取締役及び独立社外取締役で構成します。

6. 取締役及び監査役

(1) 取締役の資格・指名手続

- ・取締役候補者は、「取締役選任基準」に則り代表取締役が選任し、指名・報酬諮問委員会の報告を踏まえて取締役会が決定します。取締役候補者は、毎年株主総会の決議により取締役として選任されます。
- ・取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くし、その期待される能力を發揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行します

(2) 監査役の資格・指名手続

- ・監査役（補欠監査役を含む。）候補者は、「監査役選任基準」に則り代表取締役が選任し、指名・報酬諮問委員会並びに監査役会の同意を経た上で、取締役会が決定します。監査役候補者は、株主総会の決議により監査役（補欠監査役を含む。）として選任されます。
- ・当社の監査役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切知見を有している者としてします。

(3) 独立社外取締役の役割

独立社外取締役は、取締役会が経営戦略ないし経営計画を決定するに際し、その見識に照らして効果的な助言と監督を行い、当社の経営の成果及び経営陣のパフォーマンスについて株主共同の利益の観点から建設的な意見を表明することを、その主たる役割とします。

(4) 独立社外役員の出席率・社内情報アクセス

- ・独立社外取締役は、毎事業年度に開催される取締役会に対して80%以上出席し、独立社外監査役は、毎事業年度に開催される取締役会及び監査役会に対して80%以上出席するものとします。
- ・独立社外取締役及び独立社外監査役は、社内取締役、執行役員及び従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は社内資料の提出を求めることができます。

(5) 独立社外役員会議の役割

- ・当社は、独立社外取締役及び独立社外監査役をメンバーとする独立社外役員会議を、少なくとも年1回開催し、当社のコーポレートガバナンスに関する事項等について議論します。
- ・独立社外役員会議は、その開催に先立ち、常勤監査役から必要な情報を収集するとともに、議論した内容は適宜取締役会議長に報告します。
- ・独立社外役員会議は、経営陣及び当社のアドバイザーから独立した法務、会計、財務その他のアドバイザーを独自に当社の費用により利用することができます。

(6) 取締役及び監査役の研鑽・研修

当社は、取締役・監査役に対して、それぞれの役割や責務を果たす上で、社外研修への派遣をはじめ必要となるトレーニングの機会を提供します。社外役員に対しては、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配布、説明、関連情報の提供を行い、取締役会以外にも重要な社内会議等の同席、適宜工場視察等を実施します。

(7) 取締役の報酬

- ・取締役の報酬は、株主の中長期的利益に連動するとともに、取締役の当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることができる、適切、公正かつバランスの取れたものとしします。
- ・社内取締役については固定報酬としての月例報酬、業績連動報酬としての賞与及び株式報酬型ストックオプションで構成し、社外取締役については固定報酬としています。それぞれ株主総会の決議により承認いただいた上限額の範囲内で、経営環境、業績等を勘案して、決定いたします。
- ・個々の取締役の報酬については、「役員報酬の考え方」に従って、指名・報酬諮問委員会の議論を経て、取締役会が決定します。

(8) 取締役会の実効性の評価

取締役会議長は、独立社外役員会議からの報告や各社内役員からの意見を定期的に確認して、現在の取締役会のあり方や運営に関する分析・評価を行い、その結果を開示します。

以上

2015年12月 8日制定

2019年 1月21日改訂